

株式会社 新生銀行定款

1952. 10. 7制定

2022. 6. 22一部改正

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当銀行は、株式会社SBI新生銀行と称し、英文では SBI Shinsei Bank, Limited とする。

(目 的)

第2条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 預金または定期積金等の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引
- (2) 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
- (3) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、私募の取扱い、売買その他の業務
- (4) 前各号の業務の外、銀行法、担保付社債信託法、社債等登録法その他の法律により銀行が営むことのできる業務
- (5) その他前各号の業務に付帯または関連する事項

(本店の所在地)

第3条 当銀行は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して、これを行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当銀行の発行可能株式総数は、4億株とする。

(単元株式数)

第7条 当銀行の単元株式数は、100株とする。

2 当銀行の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当銀行に請求することができる。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 前条第2項の規定による請求をすることができる権利

(株主名簿管理人)

第9条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当銀行の株式に関する諸手続およびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第11条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。

- 2 臨時株主総会は、必要があるときに隨時招集する。
- 3 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。
- 4 取締役社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(電子提供措置等)

第13条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議 長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。
- 3 前2項にかかわらず、取締役会は株主総会の議長を務める取締役を定めることができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過

半数をもってこれを行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当該株主総会において議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、取締役会において定める株式取扱規則に定めるところにより、信託銀行等の名義で株式を保有し自己名義で保有していない機関投資家は、株主総会に出席してその議決権を代理行使することができる。
- 3 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数および選任)

第17条 当銀行の取締役は、20名以内とする。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 他の取締役の在任中新たに選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役の選定)

第19条 取締役会は、その決議をもって、代表取締役若干名を選定する。

- 2 代表取締役は、各自当銀行を代表する。

(役付取締役の選定)

第20条 取締役会は、その決議をもって、取締役のうちから取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(役付取締役の職務)

第21条 取締役会長は、取締役会を主宰する。

- 2 取締役会長が欠員のとき、または取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに当たる。
- 3 取締役社長は、取締役会の決議を執行し、当銀行の業務を統轄する。
- 4 取締役副社長、専務取締役および常務取締役は、取締役社長を補佐して常務を執行する。
- 5 取締役社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がその職務を代行する。

(シニア・アドバイザー)

第22条 取締役会の決議をもって、当銀行にシニア・アドバイザーを置くことができる。

(取締役の責任免除)

第23条 当銀行は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。

- 2 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(取締役会の組織および権限)

第24条 取締役は、取締役会を組織する。

- 2 取締役会は、当銀行の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会は、取締役会長が招集し、取締役会長が欠員のとき、または取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに当たる。

- 2 取締役会長および取締役社長ともに欠員のときまたは事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。
- 3 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の議長)

第26条 取締役会の議長は、取締役会長がこれに当たり、取締役会長が欠員のとき、または取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに当たる。

- 2 取締役会長および取締役社長ともに欠員のときまたは事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

- 2 当銀行は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数および選任)

第28条 当銀行の監査役は、5名以内とする。

- 2 監査役および補欠監査役の選任決議については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

- 3 補欠監査役の選任決議の効力は、当該決議において別段の定めがなされる場合を除き、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の責任免除)

第30条 当銀行は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。

- 2 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(常勤監査役の選定)

第31条 監査役会は、その決議をもって、常勤監査役3名以内を選定する。

(監査役会の組織および権限)

第32条 監査役は、その全員で監査役会を組織する。

- 2 監査役会は、監査役の職務執行に関する事項を定めることができる。

(監査役会の招集)

第33条 監査役会は、各監査役が招集する。

- 2 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、監査役の過半数をもってする。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第36条 当銀行は、剰余金の配当等会社法第459条第1項第1号から第4号までに定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除くほか、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金配当の基準日)

第37条 当銀行の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当銀行の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から5年を経過してなお受領されないときは、当銀行は、その支払の義務を免れるものとする。

第7章 附 則

(委員会等設置会社移行前の取締役および監査役の責任免除)

第39条 平成16年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)による改正前の商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役および監査役の責任免除ならびに社外取締役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第19条の2および第25条の2の定めるところによる。

＜変更前定款第19条の2、第25条の2＞

(取締役の責任免除)

第19条の2 当銀行は、商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度

において免除することができる。

2 当銀行は、社外取締役との間で、商法第266条第1項第5号の行為に関する責任について、商法第266条第19項各号の金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(監査役の責任免除)

第25条の2 当銀行は、監査役の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。

(会社法施行前の取締役および執行役の責任免除)

第40条 平成18年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第18条および第26条の規定は、会社法施行前の行為に関する取締役および執行役の責任の免除については、なお効力を有する。

<変更前定款第18条、第26条>

(取締役の責任免除)

第18条 当銀行は、特例法第21条の17第1項に基づく取締役（取締役であった者を含む。）の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。

2 当銀行は、社外取締役との間で、特例法第21条の17第1項に基づく責任について、特例法第21条の17第5項において準用する商法第266条第19項各号の金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(執行役の責任免除)

第26条 当銀行は、特例法第21条の17第1項の行為に関する執行役（執行役であった者を含む。）の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。

(監査役会設置会社移行前の執行役の責任免除)

第41条 平成22年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する執行役（執行役であつ

た者を含む。) の責任免除については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第29条の定めるところによる。

＜変更前定款第29条＞

(執行役の責任免除)

第29条 当銀行は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。

(商号変更に関する経過措置)

第42条 第1条（商号）の変更は、2023年1月4日から効力を生ずるものとする。但し、2023年1月3日までに開催される取締役会において、これと異なる日を効力発生日とすることを決定した場合には、新たに決定された日から効力を生ずるものとする。

2 本条は、第1条（商号）の変更の効力発生日の経過後にこれを削除する。

(電子提供措置等に関する経過措置)

第43条 変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第13条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(了)